2016年8月2日 東証上場第19号 JPXR売審第49号

上場会社代表者各位

株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 日本取引所自主規制法人 理事長 佐藤 隆文

インサイダー取引規制 (情報伝達・取引推奨行為に対する規制) の違反事例の 発生を受けたお願い

平素は、証券市場の適切な運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、最近、未公表の重要事実を伝達した上場会社の元役 員が、情報伝達規制の違反の疑いで刑事告発されました。

2014年4月に施行された、インサイダー取引規制に係る改正金融商品取引法により、会社関係者が他人に利益を得させる等の目的をもって未公表の重要事実を伝達する行為や取引を推奨する行為が禁止され、当該行為がインサイダー取引に結び付いた場合には、当該会社関係者も処罰の対象になることとされました。この禁止行為に該当するものとしてすでに4件が証券取引等監視委員会により課徴金勧告の対象となっていますが、本件はこの改正以降に刑事告発された初めての事例となります。

上場会社の皆様におかれましては、自社の役職員によるこれらの行為の未然 防止に向けて既に必要な対応を講じられていると存じますが、これを機に社内 体制を再点検いただき、あわせて、役職員への徹底にも万全を期していただき ますようお願い申し上げます。

以上

(別紙) 2014年4月金商法改正の概要について

○情報伝達・取引推奨行為に対する規制



基本的考え方

- 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- ・ 企業の通常の業務・活動に支障が生じないよう配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

規制内容

- (1)未公表の重要事実を知っている会社関係者(上場会社や主幹事証券会社の役職員など)が、他人に対し、
- ②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
 - ⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

(出典) 金融庁ホームページ掲載資料より抜粋